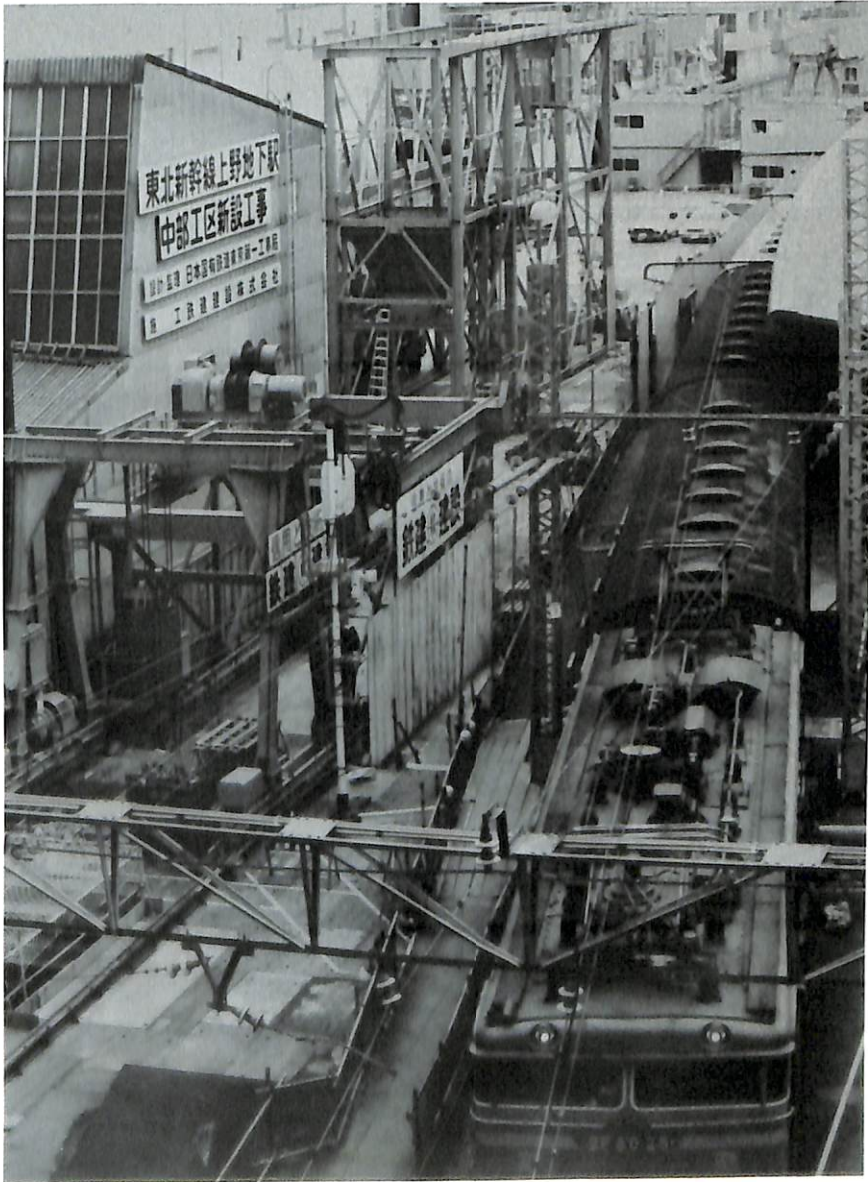




会報

昭和56年春季

NO. 16

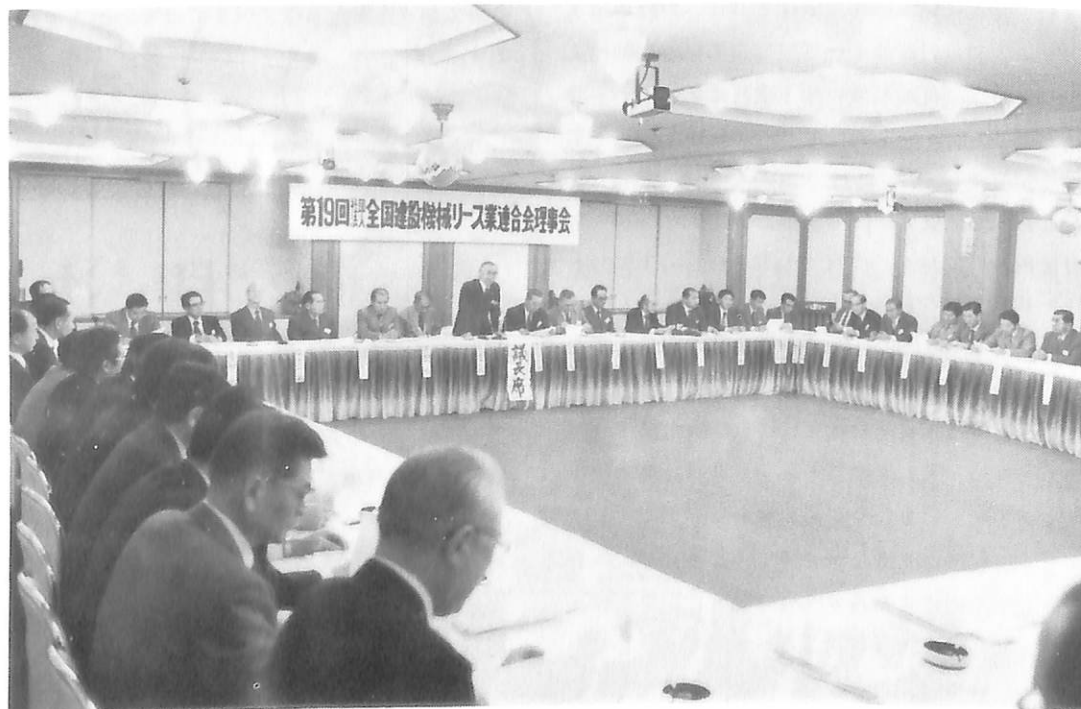


社団法人全国建設機械リース業連合会

連合会議事録

第19回理事会

- 日時 昭和55年11月13日(木) PM2:05~5:00
の旨説明あり、永田仁作氏(大阪, 理事長)の開会挨拶によって理事会は開催されました。
- 場所 京都市上京区堀川丸太町角(二条城北)ホテルニュー京都
議案審議に先立ち、山内会長よりつぎのような挨拶がありました。
- 出席者 80名(内訳△理事30名のうち本人出席22名, 代理出席5名 △相談役2名 △招待者7名 △大阪賛助会員15名 △構成員等29名)
「第19回理事会を大阪の皆様のご胆入りで開催することができました。去る5月28日の第18回理事会及び7回定期総会以後、6月、政府は新内閣の成立により、業界の相当な期待にもかかわらず、財政再建集中のいささか迫りに乏しいせいか、景気対策の立遅れのため、漸く11月に入り公定歩合再引下げの実施、住宅政策、民間設備、公
- 議事
午後2時05分、広津迪伸氏(大阪, 副理事長)の開会宣言に続き香取専務より会成立



共投資引締緩和の効果に期待をかけるものであります。

本年は、全国各地域における冷害、冷夏による水害に災され地方自治体の財政低下、地方産業の不活発など、全国的に企業倒産はひろがり、18,000件、2兆7000億、9月においては、土建関係のみにて450社と、史上最悪(戦後2番目)の状況でありました。

このような地域差、工事別、企業別の格差により二極化現象が、都会、地方共に現われつつあります。しかしながら、55年度の後半は例年の如く最盛期をひかえ、景気のかげりに対する挺入れと共に公共、民間共積極性が増すものと期待し、会員各社の企業努力によるご繁栄をお祈り申し上げます。

終りに、先日労働省発表によりますと、46年以来下降線をたどって居た労働災害件数が、本年は異常に増加し、特に工事作業中の事故率は上昇に転じつつありますので、当連合会にすでに安全管理と取扱技術の向上につとめて居りますが、更に一層事故防止に協力すべきである事をモットーにして参りたいと思います。」

このあと、富山県業者の方々の紹介がありました。当日紹介されたのは、(有)高野商工会の高野義雄、沢田リース工業㈱の沢田将稔、吉田商会の吉田重治3氏でした。(富山県の協会については別記に詳述します)

引続き<議案審議>報告事項に入りました。

- ① 全国機種別保有台数の調査について
- ② 資本金別、賃貸年間売上高、従業員数等調査について、志茂理事より①②併せて説明あり、①は、新機種の発売により、旧表の改正点について、6を3に、5を4にクローラー式に削り4を5にクローラドル、エア-油圧ブレーカを加える。3を6にダンプトラック、トラッククレーン、散水車を加える。7は7としてそのま



山内会長挨拶



大阪・永田理事長挨拶

ま、8~13までそのまま、14に電動ウェルダ-を加える。15~24までそのま、25にコンクリートミキサーとあるをミキサーとしコンクリートミキサー、モルタルミキサー、グラウトミキサーを加える。26に鉄筋カッターを加え、27、28はそのま、29に高所作業機を入れ、自走式、移動式、固定式を加える。29を30とし枠組足場と鋼製仮枠各種を区切る。仮設ハウス各種 m^2 を加え、30を31とし軌条をぬく。32はそのま、33、その他、鉄筋カッターを除く(草刈機、ハンマーナイフモア機械式、中部提言を入れる)。

②については、調査の万全を期して100%提出を依頼。満場一致で了承。

③ ステッカー作成については、香取専務より報告あり、これを了承。

④ 可搬形発電機については、福山理事より簡単



HYDRO JET-CLEANER
ARIMITSU

CAT NO.3-4-81

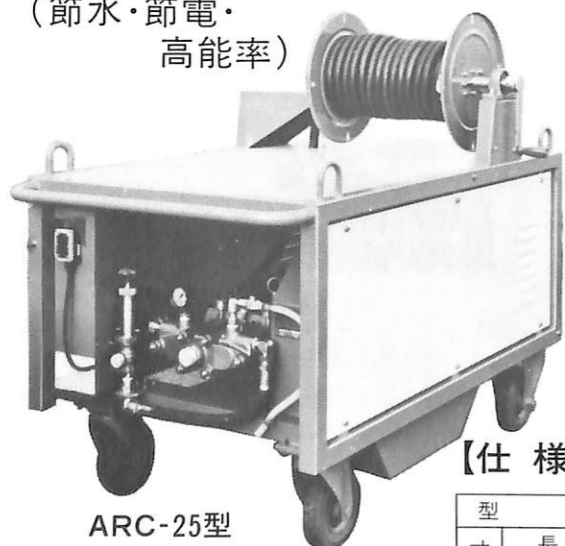


HYDRO JET-CLEANER (高圧洗淨機)

土木建設用 ジェット・レイタンスカッター

省エネルギー作業機!!

(節水・節電・
高能率)



ARC-25型



NEW MODEL

【仕様】

60/50 Hz

型 式	ARC-15	ARC-25
寸 長 mm	1,430	1,625
巾 mm	920	1,090
高 mm	1,230	1,400
重 量 Kg	330	500
ポンプ 圧 力 kg/cm ²	0 ~ 150	0 ~ 150
理論吐出量 ℓ/min	31.9 / 33.1	56.0
電動機 型 式	防滴保護	全閉外扇
出力kw (P S)	11 (15)	18 (25)
吐 水 ホ ー ス	1/2" × 20m	5/8" × 20m
ノズル	ジェットガンノズル (JG150-35) ノズルチップ 直射扇型(15°)各1個	ジェットガンノズル (JG150-35BL) ノズルチップ 直射扇型(15°)各1個

豊富な実績と経験から
生まれた
レイタンスカッター専用機
の決定版!!



ARIMITSU
有光工業株式会社

本 社 〒537 大阪市東成区深江北2丁目3-21
TEL 06(976)8181(大代)
東京出張所 〒101 東京都千代田区神田紺屋町47番地
(新広栄ビル) TEL 03(254)0855(代)
出張所 札幌・仙台・大宮・松本・福岡

な経過説明と紹介があり電機工業会の柏木氏より、(A)53年9月通産省の指導で、技術と業務の二委員会を電機工業会に設置、技術委員会は発電機の製造、規格の検討。業務委員会は電気事業法に基づく通産省の問題を担当している。(B)可搬形発電機に不法があったものでなく、可搬形発電機に届け出るのに問題がある。電気事業法には可搬形発電機を届出るといっているのではないかもしれない、行政指導の立場で通産省は可搬形発電機は発電所であるから、電機基準の工作としての届出が要ると言っている。

(C)可搬形発電機の発足当時は数的に少なかった。全国で、100KVA以上が5500台、100KVA以下が1万台。このうちレンタル業者が100KVA以上を2500台保有となっている。製造番号と書類を添えて届け出してから使用するのでは実情にそわないと思う。

(D)ゼネコン側5社(大成、鹿島、大林、清水、竹中)および建電会(三井、戸田等23社)からは、発電機はリース、レンタルの活用が増えているから届出済のものをリース、レンタルして欲しいとの要求あり。

(E)製造業者、リース、レンタル業者が、その都度届出するようになれば、受理する側の事務量は大変な量となり、短期に処理する能力がないのが現状である。

(F)通産省発電課と資源運輸庁技術課、指導官庁と再三懇談会を開き、現状を認めてもらうべく話しかけている。

(G)通産省発電課では ①現在の所持台数 ②1カ月間出入台数 ③保守管理、点検について、の質問があり、これに対し、規格を同一レベルものとし、保守、管理、出荷の方式について説明又資格は資格を与えている形をとって、ゼネコンに一定のレベル以上のものを貸している。又

保守、管理の面で、電機主任技術者でなくレベル的にもっと甘い管理専任者という程度で簡単にできないか、との希望を出した。

(H)大きな課題となっている事故防止の方法については、一昨年発電機メーカーのデンヨー、日本車両、北越工業の三社が発起人となり、通産省の行政指導を受け、日本電機工業会の中に可搬形発電機部会を発足させて、技術的な統一規格の作成作業を開始している。一方、東京の協会でも取上げ三瓶、福山両副会長が中心となりメーカー、リース業者、ユーザーが三身一体となって通産省に要請していくべきであり、業界で接渉する必要があると思う。

(I)現行の電気事業法の問題点の検討。

(J)連合会としての対応。

保守、管理、点検基準、出荷基準、その任に当る主任者資格基準等の検討を要請。以上を早期実行を期することにより、届出を簡素化の方向にもって行く。

(K)三瓶理事より打合せ会議要旨を朗読追加説明あり。

(L)役員会を開き、専門委員会を設け推進していくことを満場一致で了承。

⑤ 事務局強化推進の件

松田理事より (A)資金確保 (B)現理事局を整理、待遇改善を含め運営能力を最大限にアップする (C)9つの部会活動を強化活性化させる (D)建設省、労働省からの要員受入れ態勢を作る (E)作業を強力に推進するために委員会を設定する。具体的に将来の事務局要員の入選にタッチする。段取りを具体的に進めて実行に移すべきではないかと思うので提案した。

また、会長から、事務局強化については検討中との発言あり。現事務局の部は、全国、東京、日本重機の三団体で使用している。敷金は1200万円であるが将来はわからないが、現

在中村副会長が北越工業を通じて接渉中であり専門委員会を設けて推進したい。

さらに、松田理事より、活動は出来ることからやってみようというべきであり、事務局強化と敷金問題は別である。との発言あり、更に永岡理事より、分担金については別に考慮して欲しい。との発言あり。

結論として、本部役員で検討し、専門委員会を設け、推進していくことで了承。

⑥ 東京、大阪に本社のある会社は、各営業所に対しその地区協会運営には全面的にその方針に沿えるよう要請の件

坂井副会長より、議案通りで、中部地区に出られる各社は、中部の協会と連絡をとり協会運営に全面的に協力して欲しい。了承。

⑦ - 1. 関西新国際空港に対し他地区からの進出に対する要望

⑦ - 2. 全建連会費値上についてその後の動向、以上の件については永田副会長より、それぞれ前

⑥⑥と同じであり、協力を検討され度しとの要請あり、了承。

⑧ 中国見学旅行について

藤井副会長、西鉄航空山下氏より中国の近況見学旅行の計画について説明、実施を決定した。

⑨ 第20回理事会開催地区及び日時予定について

56年3月上旬、静岡県リース協会の協力により、浜松市弁天島での開催を決定。

⑩ その他の件

(A) 軽量仮設材については、四国の伊達理事代理より、仮設部会の開催について質問あり、永田副会長より、渡辺部会長よりの連絡を待つとともに運営も万全を期したいとの答えで了承。

(B) 塩川運輸大臣よりの祝電を広津司会より発表。

(C) 建設機械の事故防止については、坂井副会長より、(a)労働災害による死亡事故は、2079人

中46.1%が建設業者であることから、資料をもとに事故防止の説明があり、会員各社がそれぞれ災害防止に努力されたいとの要望あり。なお、中部で作成した「労働安全衛生関係法令抜萃」を参考にしたい、との話があった。

(b)中小企業近代化促進法(昭38.3.31法律第64号)及び中小企業の近代化構造改善等の推進のための特別措置について説明あり、近促法は引き続き委員会で継続審議していくことで了承。

<報告事項>

(1) 近促法業種指定推進活動現況について

志茂理事より、指定業種指定資料(中小企業庁)は、事務局を通して提出した資料に基づき役所サイドでまとめ作成したもので権威がある。これは、建設省の単独管理として進められていたが、連合会が立派な団体であることがわかったところから、通産省が共管を言い出して来たため現在のよう状態となった。

10月の合同委員会に建設省建設機械課の海老原課長補佐をお招きし、将来の見通しについて問題点の説明を伺ったが、それによると、近促法は5年間で達成しなければならないと考えられる。すなわち、一年目で、④改善計画を中小企業庁に提出する ⑤中小企業庁は、それに基づいて建設賃貸業調査会を設け、目標と方針を決定する。二年目に入ると、④規模、予算を決定、まとめて更新する。

三年目で、目標、方針に基づいて達成しなければならない。

目標には三つあって、

A 良質機材の供給が重要課題

整備、技術、設備の確保。

B 原価、形勢と福祉、保安、安全、公害の管理を行なうための適正保有と経済規模とそれをなすとげるための生産管理、原価、ローン

消却等が取上げられている。

次ぎには、利潤確保と経営の共同化である。利潤を確保して競争の正常化を窓にし、受給動向、投資計画、生産規模等を進めていかなければならない。

落こぼれ業者に対しては、共存共栄によって拡大を考慮する。

以上が大体の手続き上の進め方である。説明、調査、計画、執行と作業を仕上げていかなければならないことが目標となる。

海老原課長補佐が

①事務能力 ②対応能力 ③改善事業が出来るか、出来ないとは思わないが、不足していると思うが、5年間でこれをやっていかなければならない。

前回の調査回答(55年度実態調査報告)で原価形成の内容についても非常にお粗末で、どのように計上しているかわからないものがあり、連合会として指導昂揚を計る必要があると思う。また、回答能力が低いということも問題であると言われた。

この様な状況で果してついていけるかどうか危惧を抱いている、というのが本当の様でした。一方、建設省では、①賃貸業は関連産業の一つであるという理論づけを作る ②建設省の単独認可で指導を行う ③建設省のいわゆる賃貸業は、建設業種の中の業種として、サービス業なのかどうか、色別けして一つの形を作る、としている。

昨年通産省と別れた対抗処置の一つの考え方と思われる。56年度で取り組んで行く考えである、とのことでした。

結論として、登録制を取るためには、この業種指定を仕上げなければならないと言えます。

(2) 会報15掲載の「建設機械器具賃貸業実態調査結果」を大いに活用して欲しい。

志茂理事より。

(3) 地区会員(含構成員)の推移。

(4) 全建連理事会開催地区一覧。

香取専務より報告あり。

(3)については、昭和47年以降建設省提出その他の書類により作成したものである。但し、44~45年度については、46年度を基準とし作成した。46年度以降は、各地区よりの申出によるもので、正確である。統計上地区の社数については、各年度末(3月末)の数であり参考にされたい。

(4)については、45年度以降発行の会報1より収集したものであり、1頁の45年5月から49年9月14日までの分は、法人になる前の開催地であり、2頁は法人になり本日の19回理事会までの歩みです。

(5) その他

(A) 会長より、松尾理事の財務担当理事への推挙。満場了承。

なお、松尾、松田理事より、委員会作りを進めて行くようにしては、との意見あり、(事務局の強化推進、その他について)会長より、本部役員会に一任して欲しい、との発言あり、満場了承。

(6) 中村副会長より、長時間にわたる審議して戴き、無事終了させて戴き誠に有難うございました。これをもって理事会に閉会します、との閉会の辞あり。午後5時無事閉会しました。

第20回理事会

1. 日時 昭和56年3月12日(木)

PM14:00~PM17:00

2. 場所 静岡県浜名郡舞坂町3-18-15

弁天島温泉ホテル丸文

3. 出席者 50名

<報告事項>

- ① 連合会事務局賃貸新規契約折衝経過報告=本部・中村副会長
- ② 事務局運営協議会運営経過報告=本部・松田運営委員長
- ③ 近促法業種指定取扱の機械課より振興課に移った状況並びに現況=本部・志茂委員長
- ④ 可搬形発電機整備統一について=本部・福山理事

<議案>

- ① 富山県建設機械リース業協会加入承認=本部・香取専務
- ② 連合会事務局就業規則(案)について=本部・松田委員長
- ③ 他地区に本社のある営業所に対しては、その地区協会市況に同一行動をとるとの指導を連合

会会長名により要請の件=中部出席者

- ④ 業種指定を業者の念願する登録制実現につき近促の経過報告と今後の指針につき強力な指示を打出してもらいたい=大阪出席者
- ⑤ 上記に伴う有能な事務員を早急に採用し、登録制実現に拍車をかけてもらいたい=大阪出席者
- ⑥ 第22回理事会(地区担当)開催日時、場所について=本部・山内会長
- ⑦ 共済制度改訂(案)について=本部・サンティ阿蘇, A I U田村
- ⑧ その他(当日提案)
(第20回理事会の詳細はまだまとまっておりませんので次号に掲載します)

連合会主要行事

- ◇ 昭和55年度事務局会長
日時 昭和56年3月17日(火)
PM14:00~PM17:00
場所 連合会会議室
議案 ① 調査事項の期日内回答依頼
② 会員、賛助会員数の毎月20現在数の電話回答依頼
③ 地区協会の情報交換を行なうこと
1. 地区会員の最大関心事と目される項目とこれに対応策について
例 流通適正化の推進方策
2. 経営基盤の確立に資するための各運営事項の実施例
④ 連合会事務局の充実強化方策の一端として、新たに設定される予定の就業規則等で、地区協会にも採択されて然るべき項目の有無。その他関連事項について意見交換を行ないたい。
⑤ 議事録定員数の記載方法について
⑥ 登記事項手続について
⑦ 車両系建設機械特定自主検査取得状況について
- ◇ 可搬形発電機の届出問題について
日時・S55年4月3日, 場所・日本電機工業会
- ◇ 建設関係公益法人協議会定期総会
日時・S55年6月3日(香取専務出席)
- ◇ 建設関係公益法人協議会研修会
日時・S55年9月4日~5日, 場所・長野県植科郡戸倉町白鳥園(香取専務出席)
- ◇ ビルクッシング一行来日ミーティング
日時・S55年11月15日
- ◇ 同帰国ミーティング, 見送り
- ◇ リース・レンタル部会
日時・S56年1月21日, 場所・日本建設機械化協会
- ◇ 事務局強化打合せ会
日時・S56年2月10日, PM13:00~PM15:00, 場所・連合会会議室
- ◇ 富山県建設機械リース業協会発会式
日時・S56年2月18日
- ◇ 建設関係公益法人協議会研修会
日時・S56年3月6日, 場所・霞ヶ関ビル(香取専務出席)
- ◇ 損料関係打合せ会
日時・S56年3月9日, PM14:00, 場所・建設省建設機械課
- ◇ 本部役員会議
日時・S55年5月16日, 議題・第7回定期総会提案議案の検討打合せ
- ◇ 実態調査結果検討会
日時・S55年6月18日
- ◇ 本部役員会議
日時・S55年7月2日, 議題・北越工業㈱と連合会との事務所使用の件及び役員の一部変更について。
- ◇ 近促法関係打合せ会
日時・S55年9月22日
- ◇ 合同委員会
日時・S55年10月17日, 議題・近促法業種指定現況及び実態調査, 第19回理事会本部議案提出の検討, 中国見学旅行の検討, ステッカー他作成検討, 機種別保有台数調査経過。
- ◇ 合同委員会

第八回定期総会
開催のお知らせ

1. 日時 昭和56年5月27日(水) PM 2:30~ PM 3:50

2. 場所 当連合会議室

東京都千代田区神田駿河台2-1

近江兄弟社ビル4F 03(293)7273

PM 4:00よりパーティを同所にて開催いたします。

日時・S56年2月3日、議題・事務所使用
に関する申入れ事項、事務局運営委員会設置。

◇ 仮称事務局強化委員会

日時・S56年2月16日、議題・事務局強化
対策方針の検討、就業規則(案)作成。

◇ 事務局強化対策打合せ

日時・S56年2月25日、議題・事務局人
事関係、就業規則等服務関係

◇ 第2回事務局運営協議会

日時・S56年3月4日、議題・就業規則案
他。

◇ 建設省及び関係官庁他訪問

昭和55年度

- 4/7 建設省 業種指定関係
- " (社) 建設荷役車両安全技術協会
事業内検査者証票関係
- 5/8 建設省 実態調査資料集計協力方
(全国回収分受領)

- 7/1 " 実態調査集計表提出
- 7/2 " 暑中見舞
- 7/16 " 副会長増員について
- " 顧問 "
- 7/30 建設省 副会長3名増員他認可申請
書提出
- 7/31 " 定款提出
- 8/8 " 副会長増員認可書受領
- 12/10 " 省エネ関係調査資料報告
- 12/18 " 年末訪問

" 通産省 "

- 12/23 北越工業 近江兄弟社ビル賃貸関係
昭和56年度
- 1/9 建設省 新年挨拶
- " 顧問 "
- 2/3 建設省 近促法業種指定関係
- 2/20 " 業種指定関係
- 3/11 " "

(幹事) 石倉工業 石倉 正也
〒930 富山市掛尾266 0764(24)4177

(") 杉政貿易 杉正富美子
〒930 富山市田中町135 0764(33)7378

(会員) 榑旭商会 旭 義治
〒930 富山市新庄町1-6 0764(51)6621

(") 有沢製作所 有沢 外治
〒930 富山市下奥井1-15-24
0764(32)7923

(") 朝山商会 朝山 久也
〒933 高岡市野村413-6 0766(24)2905

(") 金剛産業 金剛 則夫
〒933 高岡市内免2-8-45
0766(24)2203

(") 西条商会 浜下 隆徳
〒935 氷見市島尾西条中学校前921
0766(72)6629

(") 木下建機サービス 木下 勝男
〒939-11 高岡市戸出栄町15
0766(63)5250

(") 日建産業 富山営業所 近藤 登
〒930 富山市寺島1456 0764(33)6823

(") 音頭金属 富山営業所 音頭作次
〒930 富山市八幡280-1 0764(35)3221

(") サンコー 高田 寿久
〒935-15 東砺波郡福野町74-1
07632-2110

●賛助会員

北越工業 富山営業所 久住 元
〒930-11 富山市大泉東町1-10-4
0764-25-4888

榑鶴見製作所 富山営業所 常石 正弘
〒930-11 富山市上袋285-7
0764-21-3351

デンヨー 富山出張所 樋口 武男
〒930 富山市黒崎町343(中央ビル内)
0764-25-6941

日熊工機 金沢出張所 高松 正二
〒920 金沢市本町1-2-56 0762-63-0138

日平産業 富山出張所 山中 友男
〒930 富山市桜橋通り2-25(第一生命ビル)
0764-32-7137

湯浅商事 富山支店 島本 長輝
〒930 富山市桜橋通り2-25(第一生命ビル)
0764-42-1111

北越ヤンマー 富山営業所 畑中 宏
〒930-11 富山市布瀬町1区北369
0764-22-2395

林パイプレーター 金沢営業所 伊藤 建三
〒921 金沢市間明町2-244 0762-91-6931

榑桜川ポンプ製作所 富山出張所 田中 康夫
〒930 富山市上飯野31-3 0764-51-4318

榑シバタ 富山営業所 宇木 泰輔
〒930-11 富山市大泉東町1-11-13
0764-25-8416

富山県建設機械リース業協会 発足!

富山の建設機械リース業者17社及びメーカー
10社を集めて、2月18日富山県片山津温泉
「あとかや佳水郷」に発会式を挙行。ここに「富
山県建設機械リース業協会」が正式に発足、翌3
月12日当連合会に入会されました。同協会の構
成会員はつぎのとおり。

●会 員

(会長) (有)高野商工会 高野 登
〒930 富山市今泉348 0674(25)6666

(副会長) (有)沢田リース工業 沢田 将稔
〒933 高岡市五福町5-19 0766(24)0142

(") 吉田商会 吉田 重治
〒937 黒部市沓掛道上割3025
0765(54)1371

(理事) 榑吉川土木機械製作所
富山営業所 吉川 義孝
〒930 富山市窪野6-41 0764(42)1126

(") 丸三開発工業 大愛 駒雄
〒930 富山市上飯野32 0764(51)3511

(") 山久工会 山川 久信
〒933 高岡市千石町2-6 0766(24)4041

可搬形発電機の…………… ……………整備統一について

第19回(社)全建リース連理事会において、今後の発電機の取扱いについて山内会長より可搬形発電機部会(ゼネレーターメーカーで組織)へ要請し、柏木部会長より電気法について説明して戴いたので、理解願えたものと思います。

表題の(社)全建リース連の統一用紙による発電機の整備記録(年次検査)2ヶ月点検、作業点検書が出来上り4月1日より実施すべく本部において準備も整っております。

各地区協会においても周知徹底を計るよう切望する次第です。

理事会で各地区代表に配布した点検要項及びチェックリストのうち、後者は自主管理策定委員会において監修したものです。

各地区代表の方々は電気法を理解願えたと思いますが、構成員の中にはまだ知らない方も居ると思いますので、再度説明致します。

リース、レンタル機用の発電機を保有している業者は、電気主任技術者を雇用しなければ、今後は取扱い事が出来ません。

これは、発電機を取扱う業者にとって死活問題であり、それを打開するために自主管理を計らねばなりません。

連合会としては、発電機自主管理は実施しており、整備主任者(電気主任技術者)の養成方法の骨子を報告し、通産省に当連合会の存在及び自主管理の積極性を認識していただくのが先決と思われれます。

その骨子は次のとおりです。

可搬形発電機の取扱い主任技術者の育成について

(社)全建リース連会長より、可搬形発電機部会

に保安管理並びに可搬形発電機がその性能を発揮出来得るための整備項目を諮問し、6月30日迄にその骨子作成作業を終了して(社)全建リース連会長に提出願う。

○ 7月初旬、福山委員長より技術開発委員会を招集し、その項目を検討する。委員会にて承認されたものに基づき、講習方法及び講師依頼と(社)全建リース連会長より、可搬形発電機部会長へ委嘱する。

○ 主任技術者の講習時間は、10月下旬を第一回目に実施出来るよう準備する。

○ 受講終了時に実務試験及び学科試験を実施し平均20点以上の取得者を合格とする。合格者に対しては(社)全建リース連会長より、可搬形発電機整備主任技術者の認定書を交付する。

○ 受講資格者
建設機械整備士 1.2級 実務2年以上
自動車整備士 2.3級 〃
大学及び高専で工学卒業者 3年以上
当該機種の実務に7年以上勤務した者

○ 受講資格者は有資格を証明出来るものとする。

<講習内容>

学科 14時間(試験1時間を含む)
実技 7時間(〃)

「電気事業法」(抜粋)

今、業界で問題となっている可搬形発電機の整備統一について、その根幹となっている電気事業法のうち、必要部分のみを抜粋して見ました。会員各位の参考にしていただければ幸いです。

なお、文末にエンジン発電機日常点検報告書、6ヶ月点検整備記録、1カ年点検整備記録を併載

しておきました。

〔1〕 総 況

第1節 電気事業法における電気保安体制と技術基準

〔1〕 電気施設の保安に関する法令の必要性

電気に関する法令は、電気事業の発展に伴い、その時代の経済的、社会的情勢を背景にして幾多の変遷を経て今日に至っているが、現行法令に含まれる内容は主として次の4つに大別できる。

- ① 電気事業の経営に関するもの
- ② 電気施設の保安に関するもの
- ③ 電気計測に関するもの
- ④ その他、国の特別施策に関するもの

このうち、電気事業法は、①と②の中に入るべきものである。そして、技術基準関係は、電気事業法(昭和39年法律第170号)の②の関連において定められている。

電気は近代社会に不可欠な文明の利器であると同時に、その利用方法を誤れば、人畜に危険を及ぼし、漏電火災の原因となり、また有線及び無線の通信設備の機能に誘導障害、体波障害などの障害を及ぼし、さらに地中埋設金属体に電しくよく障害などの各種の障害を与える危険性を有し、また、ダム、ボイラー、原子炉などは、そのものが破壊することにより、あるいは人的な誤操作などにより、周囲に重大な被害をもたらす危険性を内蔵していることなどを考えるとき、電気の普遍性と相まって電気施設の保安に関する規制は、公共の安全確保のためきわめて重要なことである。

〔2〕 電気工作物の定義

電気工作物による上述のような障害を防止するため、電気事業法では〔3〕に述べるような方法で保安を規制しているが、ここでの電気事業法で取締の対象としている電気工作物について明確にしておこう。

電気工作物についての定義は、電気事業法第2

条第7項に述べられている。

この法律において、「電気工作物」とは、発電、変電、送電若しくは配電または電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他政令で定めるものを除く。)をいう。

政令によって電気工作物から除かれているものについては、電気事業法施行令第1条で定められていて、次のものが該当する。

① 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機に設置される工作物(施行令第1条第2項)

(注1) 航空法第2条第1項「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。(政令……なし)

(注2) 無人飛行機、ロケット、人工衛星等については、これらに設置される電氣的設備はいずれも電子機器、通信機器であって、電気事業法にいう電気設備ではないと解されるので、特に手当てをしなくても除かれる。

② 鉄道営業法(明治33年法律第65号)、地方鉄道法(大正8年法律第52号)もしくは軌道法(大正10年法律第76号)が適用されまたは準用される車両もしくは機器、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車または船舶安全法(昭和8年法律第11号)が適用される船舶もしくは海上自衛隊の使用する船舶に設置される工作物であって、これらの車両、機器、自動車および船舶以外の場所に設置される電氣的設備に電気を供給するためのもの以外のもの(施行令第1条第1号)

(注1) 鉄道営業法が適用される車両とは、日

本国有鉄道および民営鉄道の車両であり、地方鉄道法が適用される車両には同法に基づく専用鉄道の車両および索道規則に規定する索道の機器（ロープウェイのカゴ等をいう）がある。軌道法が適用される車両とは路面電車、同法が準用される無軌条電車とはトロリーバスである。

（注2） 道路運送車両法第2条第2項「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として、製作した用具で、軌条もしくは架線を用いないもの、またはこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として作製した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。（同条第3項および第4項の原動機付自転車、人力車、馬車等には固定電気設備がないので、積極的に除外の手当はしていない）

（注3） 船舶安全法が適用される船舶とは、推進器をもたないしゅんせつ船以外の船舶をいう。したがって、推進器をもたないしゅんせつ船に設置される電気設備は除かれぬ。

（注4） これらの車両、船舶等に設置される工作物であっても、陸上の固定した電気設備に電気を供給するためのもの、たとえば発電船、発電車、変電車等は除外されず、電気事業法にいう電気工作物である。ただし、船舶→船舶、車両→車両の供給用の設備は含まれず、また、ロケやテレビ中継用の発電車のように車両から移動用電線で接続する可搬式電気設備への供給設備も含まれない。

（注5） 電車でも、遊園地内のもものように運輸関係保安法令の適用を受けないものは、除外されない。

③ 前述の①②に掲げるもののほか、電圧30V未満の電氣的設備であって、電圧30V以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないもの

（注1） 電圧30V未満の単独回路は、そもそも電氣的危険がないものとして電気工作物から除外されている。

（注2） 電圧30V未満の電氣的設備であっても、電圧の高い回路と変圧器等で接続されているものは、短絡電流による危険または混触による高電圧のとび込み等の危険があるので除外されない。

④ 電力用保安通信設備以外の通信用の弱電流設備

（注1） 電々公社やNHK等の通信設備については、施行令に特に除外規定は設けられていないが、電気事業法の立前から当然除外される。ただし、これら通信用の電源設備等いわゆる強電流電気設備や、高周波電気炉のような電気設備は電気工作物である。

（注2） 通信用でも電力用の給電用通信設備や電線路保守用通信設備のように、「発電、変電、送電または配電のために」設置されるものは、電気工作物として電気事業法の適用を受ける。（通産省公益事業局編、解説「電気設備の技術基準」昭和47年1月改正より）

＜移動用電気工作物の取扱いについて＞

（昭和41年8月18日41公局第495号）
移動用電気工作物に対する電気事業法の運用、解釈等については、下記に留意のうえ処理されたい。

1. 定義

この通 において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 「移動用発電設備」とは、原動力設備および電気設備の総合体であって、貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令第1条に掲げるものを除く）または貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備

をいう。ただし、「非航船用電気設備」に属するものを除く。

② 「非航船用電気設備」とは、非航船に設置される電気設備または発電の用に供される原動力設備および電気設備の総合体をいう。

③ 「移動用変電設備」とは、変電の用に供する電気設備の総合体であって、貨物自動車等で移設して使用することを目的とする変電設備をいう。

④ 「移動用予備変圧器」とは、2以上の発電所、変電所または需要設備に移設して使用することを目的とする予備変圧器をいう。

⑤ 「移動用電気工作物」とは、移動用発電設備、非航船用電気設備、移動用変電設備および移動用予備変圧器をいう。

2. 移動用電気工作物の取扱い

① 移動用電気工作物は、それぞれ当該各号に定める設備として取扱う。

(1) 移動用発電設備であって、発電所、変電所、電圧1万ボルト以上の開閉所、電力用保安通信設備または需要設備の非常用予備発電装置として使用するものは、発電所、変電所、開閉所、電力用保安通信設備または需要設備に属する非常用予備発電装置。

(2) 移動用発電設備であって、(1)以外のものは、発電所（電圧1万ボルト未満の開閉所の非常用予備発電装置として使用するものを除く）

(3) 非航船用電気設備については、次のとおりとする。

(イ) 発電設備のみを有するものは、発電所
(ロ) 発電設備および需要設備を有するものは、発電所および需要設備

(ハ) (イ)および(ロ)以外のものは、需要設備

(4) 移動用発電設備は、変電所

(5) 移動用予備変圧器は、発電所、変電所ま

たは需要設備に属する変圧器

3. 電気事業法（以下「法」という）第八条の許可の運用に当たっては、移動用電気工作物の「設置の場所」には、当該移動用電気工作物の「移動の区域」を記載する。既に許可を受けた移動用電気工作物と移動区域を同じくする他の移動用電気工作物を施設する場合であって、周波数および原動力の種類に変更のないときは「出力のみの変更」として取扱う。

4. 法第41条または第70条の規定に基づく認可の申請および法第42条または第71条の規定に基づく届出は、移動用電気工作物を施設しようとするとき、または当該移動用電気工作物の変更の工事をしようとするときに行ない、移動用電気工作物を移動して使用する場合には上記認可の申請または届出の手續を要しないものとする。

電気事業法

（工事計画）

第41条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の設置又は変更の工事であって、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2. 電気事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りではない。

3. 通商産業大臣は、前2項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前2項の認可をしなければならない。

- (1) 第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けたところ(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む)によるものであること。
 - (2) その電気工作物が第48条第1項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。
 - (3) その電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。
 - (4) 水力を原動力とする発電用の電気工作物に係るものにあつては、その電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。
5. 電気事業者は、第1項ただし書きの場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
6. 電気工事者は、第2項ただし書きの場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 第42条 電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第1項の通商産業省令で定めるもの以外のものをしようとするときは、工事の開始の日の30日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更(通商産業省令で定める軽微なものを除く)をしようとするときも、同様とする。
2. 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第3項各号の規定に適合していないと認めるときは、電気事業者に対しその工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

- 第70条 自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事であつて通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、自家用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。
2. 自家用電気工作物を設置する者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
4. 各申請書または届出書(電気関係報告規則(以下「報告規則」という)の規定による報告書を除く)の提出先である移動用電気工作物の「設置の場所を管轄する通商産業局長」とは、当該移動用電気工作物を管理する事業場の所在地を管轄する通商産業局長とする。ただし、非航船用電気設備に係る法第41条または第70条の規定に基づく認可の申請、法第42条または第71条の規定に基づく事前届出および法第43条(第74条において準用する場合を含む)規定に基づく申請は、使用前検査を希望する場所を管轄する通商産業局長に提出するものとする。報告規則において、電気工作物の「設置場所を管轄する通商産業局長」とは、第5条にあつては当該移動用電気工作物を管理する事業場の所在地を管轄する通商産業局長とし、その他にあつては当該移動用電気工作物の使用の場所を管轄する通商産業局長とする。
5. 3の場合において工事計画の記載要領は、次による。
- (1) 移動用電気工作物に係る事業場の名称および所在地としては、移動区域ならびに当該移

- 動電気工作物の管理を行なう事業物の名称および位置を記載する。ただし、非常用予備発電装置として使用する移動用発電設備および移動用予備変圧器に係る場合は、移動区域にかえて使用予定先の発電所、変電所、開閉所電力用保安通信設備または需用設備の名称を記載する。
- (2) 発電所、変電所、需要設備から成る非航船用電気設備に係る工事計画書は、発電所、変電所、需要設備に区分せず合併して作成するものとする。
6. 電気工事法施行規則様式第40の使用前検査申請書の「検査を受けようとする電気工作物に係る事業物の名称および所在地」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行なう事業物の名称および位置ならびに検査希望場所を記載する。
7. 認可申請書、届出書等の提出先となる通商産業局長の所轄する地域または使用場所を管轄する通商産業局長の管轄地域以外の場所に、移動用電気工作物を移動して使用する場合には、移動先を管轄する通商産業局長に使用を開始する旨を報告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、使用の開始後遅滞なくこの旨報告するものとする。
8. 法第47条(第74条において準用する場合を含む)の適用を受ける移動用電気工作物に係る当期検査申請書の記載要領および提出先は、次による。法施行規則様式第49の「電気工作物を設置する発電所の名称」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行なう事業物の名称および位置ならびに検査希望場所を明記して検査希望場所を管轄する通商産業局長に提出する。
9. 非航船用電気設備に係る電気主任技術者の選任に対して法第72条第2項の許可を行なう場合は、同設備が陸上から隔離されているという特殊性も考慮し、保安上支障がないと認められ

- るときは「主任技術者の運用について」(昭和40・7・1、40公局第593号)-1、(1)の規定にかかわらず、同通牒-1.(2)のイからホまでに掲げる者のうちから許可することができるものとする。
- ③ 通商産業大臣は、前2項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前2項の認可をしなければならない。
- (1) その電気工作物が第74条第2項において準用する第48条第1項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。
- (2) 水力を原動力とする発電用の電気工作物に係るものにあつては、その電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。
- ④ 自家用電気工作物を設置する者は、第1項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
- ⑥ 自家用電気工作物を設置する者は、第2項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 第71条 自家用電気工作物を設置する者は、通商産業省令で定める場合を除き、自家用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第1項の通商産業省令で定めるもの以外のものをしようとするときは、工事の開始の日の30日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更(通商産業省令で定める軽微なものを除く)をしようとするときも、同様とする。

② 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあった工事の計画が前条第3項各号の規定に適合していないと認めるときは、自家用電気工作物を設置する者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

(使用前検査)

第43条 第41条第1項若しくは第2項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする電気工作物又は前条第1項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする電気工作物(その工事の計画について、同条第2項の規定による命令があった場合において同条第1条の規定による届出をしていないものを除く)は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

② 前項の検査においては、その電気工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。

(1) その工事が第41条第1項若しくは第2項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む)又は前条第1項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む)に従って行なわれたものであること。

(2) 第48条第1項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

第74条 第43条及び第44条の規定は、第70条第1項又は第2項の認可を受けて設置又は変更の工事をする自家用電気工作物及び第71条第1項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする自家用電気工作物(その工事の計画について、同条第2項の規定による命令

があった場合において同条第1項の規定による届出をしていないものを除く)に準用する。

② 第47条から第51条までの規定は、自家用電気工作物に準用する。この場合において第48条第2項第3号中「電気の供給」とあるのは「電気事業者の電気の供給」と読み替えるものとする。

③ 第52条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に関し準用する。

④ 第57条の規定は、自家用電気工作物に係る主任技術者に関し準用する。

⑤ 第61条第3項、第62条及び第63条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第61条第3項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替えるものとする。

第47条 電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電業事業の用に供する発電用原子炉及びその付属設備であつて、通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

労働安全衛生規則

「漏電による感電の防止」

第333条 事業者は、電動具を有する機械又は器具(以下「電動機械器具」という)で、対地電圧が150ボルトをこえる移動式若しくは可搬式のもの又は水等導電性の高い液体によって

湿調している場合その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のものについては、漏電による感電の危険を防止するため、当該電動機械器具が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作成する感電防止用漏電しゃ断装置を接続しなければならない。

② 事業者は、前項に規定する措置を講ずることが困難なときは、電動機械器具の金属製外わく、電動機の金属性外被等の金属部分を、次に定めるところにより接地して使用しなければならない。

1. 接地極への接続は、次のいずれかの方法によること。

(イ) 一心を専用の接地線とする移動電線及び1端子を専用の接地端子とする接続器具を用いて接地極に接続する方法。

(ロ) 移動電線に添えた接地線及び当該電動機械器具の電源コンセントに近接する箇所設けられた接地端子を用いて接地線に接続する方法

2. 前号イの方法によるときは、接地線と電路に接続する電線との混用及び接地端子と電路に接続する端子との混用を防止するため措置を講ずること。

3. 接地線は、十分に埋設する等の方法により、確実に大地と接続すること。

(適用除外)

第334条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する電動器具については、適用しない。

1. 非接地方式の電路(当該電動器具の電源側の電路に設けた絶縁電圧器の二次電圧が300ボルト以下であり、かつ、当該絶縁電圧器の負荷側の電路が接地されていないものに限る)に接続して使用する電動機械器具。

2. 絶縁台の上で使用する電動機械器具。

3. 電気用品取締法(昭和36年法律第234号)の規定に基づいて認可を受けた二重絶縁構造の電動機械器具。

(電気機械器具の操作部分の照度)

第335条 事業者は、電気機械器具の操作の際に、感電の危険又は誤操作による危険を防止するため、当該電気機械器具の操作部分について必要な照度を保持しなければならない。



エンジン発電機日常点検報告書

3ヶ年保存

(6ヶ月)点検整備記録

点検 年 月 日

昭和 年 月 日

社名

社名

点検者名

点検者

機種 管理番号 ENO. 使用時間 H

機種 製造番号 エンジン番号 使用時間

エンジン点検項目		発電機点検項目	
潤滑油量の点検		スリップリング点検	
冷却水量の点検		ベアリング温度点検	
燃料の量の点検		カーボンブラシ点検	
バッテリー液面の点検		各配線のゆるみ点検	
Vベルトの張点検		出力電圧の点検確認	
油圧計作動状況の点検		出力電流の "	
水温計 "		各標示灯の異常の有無点検	
回転計 "		各計器類作動状況点検	
充電計 "		各部の異音異臭の有無	
運転中の異音異臭の有無			
その他特記事項			

エンジン関係点検項目	点検	調整	取替	発電機関係点検項目	点検	調整	取替
エンジンオイル				ローター			
オイルエレメント				アーマチャ			
冷却水				冷却ファン			
ラジエーター				ベアリング			
冷却ファンベルト				スナップリング			
燃料エレメント				刷子			
ジェネレーター				変流器			
レギュレーター				リアクター			
エマージェンシーリレー				整流器			
セフティリレー				三相ノーヒューズブレーカー			
停止ソレノイド				単相ノーヒューズブレーカー			
油圧リレー				可変抵抗器			
水温リレー				半固定抵抗器			
スターター				電圧計			
オイル漏れ				電流計			
冷却水漏れ				周波数計			
各ボルト、ナットのゆるみ				回転計			
電装配線				出力端子ボルト			
その他特記事項				単相出力コンセント			
燃料漏れ				電装配線			
				その他特記事項			

※ ブラシレスの発電機の場合は不要です。

8103 2×50×2000

√ … 点検 A … 調整 △ … 修理 × … 交換

点検：V
調整：A
取替：X

8103 2×50×1000

社団法人 全国建設機械リース業連合会

社団法人 全国建設機械リース業連合会

不許複製

不許複製

(年次)

3ヶ年保存

エンジン発電機点検整備記録

受入月日		年	月	日	使用先名	点検者名
機種	型式	管理番号		運転時間 H		
エンジン		点検項目		発電機点検項目		
機 装 置	ボンネット、パネルF・R	冷 却 装 置	ウオーターポンプ	発 電 機	アーマチャコイル	※ ※ ※
	フロントドア		ラジエーター		フィールドコイル(ロータ)	
	エキゾーストパイプ		ラバーホース		スリップリング	
	マフラー		冷却水配管		カーボンブラシ	
	サイドドア		サーモスタット		ブラシホルダー	
燃 料 装 置	燃料噴射ポンプ	電 気 装 置	ファン	制 御 盤	ベアリング	
	ガバナ		ファンベルト		タコダイナモ	
	噴射ポンプカップリング					
	フィードポンプ		バッテリー		メインスイッチ	
	噴射ノズル		バッテリー配管		調速器	
	高圧パイプ		レギュレーター		電圧計	
	燃料フィルター		スターティングモーター		電流計	
潤 滑 装 置	燃料ホース	エ ン ジ ン 本 体	保護リレー	御 盤	周波数計	
	燃料タンク		グローブラグ		電力計	
	オイルパン		スタータースイッチ		操作リレー	
	オイルフィルター		グローシグナル		保護リレー	
	オイル配管				リアクター	
そ の 他	オイルクーラー	シ リ ン ダ ー ブ ロ ッ ク		シ リ コ ン 整 流 器	変流器	
	油圧計		シリンダーヘッド		電圧調整器	
	オイルレベルゲージ		インテークマニホールド		標示灯	
			エキゾーストマニホールド			
			バルブIN、EXH			
	ロッカーアーム					
	リングギア					
	圧縮圧力					
	エアークリーナー					

※ ブラシレスの発電機の場合は不要です。

甲 8103 2×50×1000

社団法人 全国建設機械リース業連合会

不許複製



友好訪中団日記



56年4月7日-4月13日

全国建設機械リース業連合会
友好訪中団々長

藤井孝治



今回の訪中団は全国建設機械リース業連合会主催の友好訪中団でありまして、不肖私が、団長を拝名し、参加人員16名と言う小人数で出発致しました。

私が、中国に関心をもったのは二つの理由が御座います。一つは40年前日中戦争中、上海を中心とした、中支方面に4年間住んで居りました。もう一つは私が住んでいる市川市に1977年北京で死亡した、中国科学院長、郭沫若先生が昭和2年から12年まで亡命生活を送って、日本婦人と結婚し、5人の子供迄もうけておられた土地です。市内の須和田公園に郭先生の「須和田に別れる」と題する石碑が建てられておるので中国の地

に非常に親しみを感じております。

では出発の時点に遡って筆を進めることにしましょう。
すこし史実をまぜて日記を書きました。

(4月7日(火))

午後6時成田の新東京国際空港を舞上った。
パンアメリカン上海經由北京行ジェット機は夕闇の中を右手に秀麗富士を望見しながら早春の日本列島上空を一気に西進した。

やがて機内食をしたため乍ら東海(東支那海)を横切り飛ぶこと凡そ2時間、上海空港に着陸しました。機中で腕時計を1時間おくらせたので今

は8時半です。真っ暗な誘導路を歩いて空港待合室で1時間待機しました。

再び乗ってきた飛行機で北京へ北進致しました。北京空港へ着いたのは11時でした。通訳の季さんの出迎へをうけ電気の消えた廊下を歩いて空港食堂で夜食を食べました。本日は之で4食目です。

さすが首都の空港らしく、その大きさとはい豪華と言ひ新生中国の表玄関の空港にふさわしいもので御座います。往年の西郊飛行場は軍用機専用になって居り、こゝは4、5年前新しく出来た空港です。

空港から東南に16軒に及ぶ直線の道路を時速100軒のスピードでとばすのは社会主義の国らしく自動車優先の様に思われます。

30分程で友誼賓館に着きました。夜も12時を過ぎたので全員バスに入るのもどかしく寝に就きました。

(4月8日(木))

午前7時モーニングコールで目を覚ました。小春日和の、いや北京晴とでもゆうべき暖かい朝を迎えました。

バスで長城見物に出かけるのですが、早朝の北京市は自転車通勤で広い道路も一杯、文字通りの人の海、バスとぶつかるのではないかと乗っている方が心配、まるで人間が湧いてくると言う形容詞を使ってもおかしくない、その“人の海”が全部自転車なので壮観の一字につきます。

現在の中国は日本よりの自動車輸入の洪水と言うのはまだ時間がかかりそうです。中国は“自転車”“自転車”の洪水です。参考に中国語では“自行車”といいます。

間もなく長城に着きました(八達嶺)設けられた段階依いに長城上の人となり、喘ぎ喘ぎ西側の最高所に辿り着き往年の監視塔から遙か東の古北口方面と、西の内モンゴル方面を望見する。万里

の長城は世界最大の建造物で、東は渤海沿岸の山海関から西は甘粛省の嘉峪関(アフェイユワン)に至る迄6千軒にわたる蜿蜒巨竜の如く、山を越え、谷を縫い砂漠に沿って東西に走る大城壁です。

築城は2千5百年前の周朝末期から燕、趙等の戦国諸国によって手がかけられ秦の始皇帝によって現在の長城の原形が形づくられた。其の当時は黄土盛上で造られていたのを明朝の時代に表面を中国式煉瓦や石で覆い現在の長城の姿に仕上げられたものである。

その規模はこの八達嶺で底部の巾6.5米、高さ6.0米、上部の巾5.5米で数百米毎に監視塔を置き、敵軍を発見すると次々ノロンをあげて味方の本陣に知らせるものである。

八達嶺をあとにしてバスで1時間程で明の十三陵に着いた。この十三陵について説明させて頂けば、北京から西北へ80軒の八達嶺に連なる山波の中の天寿山にある。13代に亘る明朝帝王の陵墓で、山前7軒の間に13陵がある。参道入口には朱と緑に彩れた牌楼が立ち、道の両側に文官や武官なぞ陵墓を守る朝臣の石像が2像、それから獅子、^{かいち}獅、駱駝、象、ロバ、など四頭の石獣がずらりと並んで居ります。

参道の突当りは明朝第三代の皇帝で北京城を造営した成祖永楽帝の陵墓長陵である。永楽帝時代の明は世界最強の大帝国であった、この陵は十三陵の中で一番大きい。

我々の見学したのは定陵、第十一代万曆皇帝の墓である。定陵からは夥して金銀財宝が出土している、地下宮殿の説明者によれば、封建社会の皇帝の人民を抑圧してぜいたく三昧の暮らしをした生活振は定陵の発掘で充分にわかると、社会主義者らしい説明であった。

万曆帝(定陵の主)は1573~48年間君臨した。我国では丁度、豊臣時代の朝鮮征伐の時代に当る。地下宮殿は前、中、後の三御の五つの部

屋からなっており、地下27米にある。凡て白く磨きあげられた巨石を積重ねて造営されている。柱は一本も使用されていない、発掘時五つの部屋の入口には重さ4tonもある美しい大理石の厚い扉で嚴重に外部から隔てられており、この扉を動かすのに苦勞した模様である。

中間の享殿には三脚の漢白王の宝座があり、その前に瑠璃焼の燭台や香炉、中に灯油が入っていた大きなカメ等が置いてある。

奥行き9.1米、幅3.0米、高さ9.5米の広さをもつ後殿の正面に大きな木の棺が三つ並んでいる。実物は朽ち果てたためその後実物同然に造り直したものだ、中央の棺が神宗の遺体を収めたもので孝瑞皇后(早逝)のそれだ。

扱、右は妃の季靖であるが、子供の12代皇帝がその孝心から陵墓を開き神宗の棺の右側に納めさせたものである。

地下宮殿の外にある二室の博物館には豪華絢爛たる副葬品が陳列されている巨大な宝石をちりばめた目も眩い宝冠や飾り帯の類、神宗の日用品~黄金で作った茶碗を始め、湯呑、箸、スプーンの類から、洗顔用のたらいまで凡て黄金製ののに驚く。

帰途参道の左側に木の間がくれて青く澄んだ湖水がみえた。これが新生中国成立後間もなく建設に着手し、1958年に完成した「十三陵水庫」であるこのダム建設に当っては、毛主席、周総理等中国政府の上層部の人々が多数参加して出来たものである。

ダムと十三陵とは鮮から対象の妙をえがき出しているといえよう。

帰途天壇公園を見学する。天壇は明、清の二時代の皇帝が天を祭り、五穀豊穰を祈った処です。主な建物は祈年殿園丘、皇穹宇、双环亭などすぐれた建築技法と芸術的価値を誇っております。皇穹宇には有名な「回音壁」と「三音石」がありま



す。広びろとした天壇公園には美しい建物をかこんで柏の老木が高く聳えています。

扱、北京第二夜の夕食(第一夜は真夜中でした)は宮廷料理、満漢全席の料理で北海公園の「仿膳」であった。美味いと思って食べたが、さてその内容を述べてみると言われても中華料理はわからない。手許に当夜のメニューがあるからその一部を書いてみると「秀球干貝」「鍋焼鴨」何か見当がつかないが、この外十種類の料理が出た。中華料理は本当に美味だと思った。北京第二夜は友誼賓館である。

(4月9日(木))

3日目の朝だ。今日はゆっくりと出発、先ず動物園に行きパンダを見る、上野動物園ならば満員で歩き乍ら1分も見ればおしまい。さすがパンダの本場北京動物園だ、そんな人だかりもない。日

本と同じく小学生の団体がぞくぞくと入場してくる。パンダは大小合わせて17,8匹いる。1時間程眺めパンダとも別れて天安門広場から故宮博物館(旧紫禁城)に向った。

天安門は故宮の正面の前にあり、1945年この楼上で毛沢東主席が中華人民共和国の成立を全世界に向けて宣言した処であります、と同時に文化大革命を發動して全国から上京した百万の紅衛兵を閲兵し“造反有理”と彼等を激励し、同時に劉少奇、鄧小平等走資派を打倒した樓閣として有名であります(其の後四人組は打倒され鄧小平等は今人民大衆の敬呼の中で「四つの近代化」の先頭に立っている)

故宮は500年の歴史を持つ明、清兩王朝の皇城だった処で南北1キロ、東西750米、周囲2キロ、余りの壮大な規模の宮殿である。

故宮には四つの門がある。正門が午門左右に東華門、西華門そして北に神武門が有る。

城内は二つの部分からなり、前部は大和殿、中和殿、保和殿の三大宮殿を中心に左右に文華殿、武英殿が配され、昔此処は政務を司っていた処で後部に皇族一族が日常生活を営んでいた場所があり、乾清宮、文泰殿、坤寧宮及び東西に六つの宮殿がある。

それから友誼商店に廻り土産物を買うのですが我々が交換した中国の“元”は兌換券という奴で一般中国人が使用している紙幣と異なるものです。之は友誼商店のみに使用出来る物で、一般商店には通用しません。尤も一般商店に買物に行く時間もなくすべもないのです。

毎日が朝バスで見学に出発し、夕方ホテルに帰り、寝ると言うワンパタンの生活で、夜のナイトツアーなどという“粋”なものはない。尤も強行スケジュールのため夜はグッタリ、自室で酒を飲んで寝る位のものです。

友誼商店で売る品と言えば、書画骨董、墨、筆

瀬戸物の壺等の高級品が多く廉物はありません。

昼食は天壇公園で食べる事になりました。美味しい中華料理に舌鼓をうち、空港に向いました。

午後3時20分北京発、上海行の中国民航の国内機に乗り1時間半程で上海の虹橋空港に着いた。

通訳の高さんに出迎を受け錦江飯店に入った。此処は昔のフランス租界の中にあり“キャセイホテル”といった世界的に有名な高級ホテルです。建設から40年をたち、イギリス、サッスーン財閥の建てたもので今でも威風堂々として世界にかんたるものであります。

キャセイホテルは錦江飯店にガーデンブリッジは白渡橋に40階建の当時東洋一を誇った、ブロードウェイマンションは大厦飯店に競馬場は人民広場に名を変えましたが、黄浦江は黄色く蘇州河は詩情に富んでゆりゆりと千年の流れを変えません。

北京で泊った友誼賓館は十数年前、ソ連と友好関係のあった当時、軍人、役人の宿泊に使っていたものですが、部屋の調度品や設備が急造品と感ぜられますが、こゝ錦江飯店は古色蒼然として威風堂々、京都のミヤコホテルの旧館を思わせるものがある。設備調度も重厚なものである。

簡単に上海の歴史を述ぶるならば、1949に解放さるゝ迄、アヘン戦争以来百年間、英、仏、日等の諸外国の中国優略の基地とされ、あらゆる悪徳陰謀と恐るべき搾取が渦を巻き悪徳の横行した魔都上海の名を高らしめたのです。中国共産党は1921年上海フランス租界で秘かに結党しましたが、戦後中国々民党が支配して居りましたが、戦後中国々民党が支配して居り、1949年春、中国共産党軍によって、これを追放され、上海が100年振りに中国人民の支配するものになったのです。そして今日1千1百万をかぞえる人口を持つ大上海市として繁栄しております。

(4月10日(金))

上海の朝は早い。人民服を着た労働者は自転車で出勤を始めている。上海に来て初めてコンチネンタルブレックファスト(西洋朝食)に御目にかかった。コーヒーはまあ、まあ。パンにいたってはとても頂けません。革命は食事も西洋食は追放して中国食一辺倒になってしまったのです。

今日は予定が変更されて工場見学になった。錦江飯店を9時に出発、上海一の繁華街南京路を通り、蘇州河を渡り、楊樹浦路から軍工路へと通り30分位で上海机床廠に着いた。

袁副総工程師以下の御出迎を受け応接室で歓栄を頂き、そして工場見学に廻った。工場の内容は我々の建設機械と異って一般に言う処の精密工作機とでも申しましょうか、工場内は整理整頓され共産主義社会の工場らしく工場管理が行届いており、今流行と申しましょうかTQCが施行されて居り、製造している精密工作機では中国一の工場である由、従業員も三千人程度の中小工場ですが男女同権、同賃金である由。女性のために、幼児の年令別の託児所を工場内に設け、女性の育児を工場で受持つという事は共産主義国らしいと思えました。

扱、それからデスクッション工場側の出席者の名前を書いて見ますと

副総工程師	袁 張 度
財務經理科副科長	張 永 徳
研削盤研究所工程師	王 開 元
	方 志 翔
研削盤研究所技術員	陳 秀 茶
工場長弁公室秘書	林 焜 康
上海市軍工路1146号	上海机床廠

工場見学を終え、上海大厦飯店のレストランにて上海カニを主とした海鮮料理を喰べた。

午後から魯迅記念館及墓参をする。魯迅は(1881~1936)日本の仙台医専(東北大

学医学部)に学び其の後民族意識に目覚め、文学創作活動に入り、所謂(左翼文学)で毛主席も彼を評価している。

旧宅は記念館として保存されているものである。ホテルで夕食後京劇見物に行く。題名は“真假美猴王”西遊記の一節で、孫悟空も猪八戒も出てくるので言葉はわからないがよくわかる。

(4月11日(土))

今日は6時半モーニングコール。7時朝食8時24分上海発~常州行に乗り、蘇州に行くのである。火車(汽車)は軟座と硬座があるが、我々外国人は軟座に乗る。日本の新幹線よりややゆったりした席で四人向合で中に机が有る。お茶は何杯でももって来る。10時蘇州に着いた。孫さんの御出迎えをうける。今日の蘇州は小雨の降るうすら寒いかなの戻りが来た様な日である。古い漢詩を借りその日の蘇州を表わすならば……

桃は紅にしていまだ宿雨をふくみ

柳は緑にして更に春烟を帯ぶ
花落つるも家僮いまだ掃かず
鶯なくも山客なほねむる

王維の時より

すぐ留園に見物に行く、清朝末期(100年前)出来た中国式名園である。大潮石を多く使った奇石と池とよくマッチした名園である。

南林ホテルで昼食をとり、午後からは刺繡研究所の見学、虎丘、友誼商店へ行く事になった。

虎丘は春秋時代(BC700年)の呉王闔閭の墓地で史記によると闔閭の葬儀の際白虎が丘上に来て、彼の墓陵を守るために此処に座ったのでこの名があるという。“劍池”と呼ばれる池や“千人石”と名付けられた大きな岩がある。3000本の劍と共に、闔閭が葬られているのでこの名がある。丘上にある虎丘斜塔は煉瓦造りとしては世界最古のもので千年の永い歴史をもっている。

友誼商店に行って蘇州土産を買いホテルに帰る。こゝ南林ホテルは新しいホテルで使い良く出来ている。北京、上海の様な重厚さはないが庭園の中にある外人専用ホテルである。

(4月12日(日))

蘇州第二日目である。先ず玉石彫刻研究所を見学、勿論販売も兼ねているので蘇州名物の玉石を買う。

蘇州と言えば寒山寺を連想する。その寒山寺に來た唐朝の詩人張継が詠じた漢詩の名作「楓橋夜泊」である。

月落ち鳥鳴いて霜天に満つ

江楓の漁火愁眠に對す

姑蘇城外寒山寺

夜半の鐘聲客船に到る

これ程世界的に知れ渡っている漢詩が小さな小屋の内に拓本取りに真つ黒になった石碑を見ると情無い様なかなしい気がします。

寒山寺の創建は南北朝(439年)の時代それから200年程たった唐代の高僧寒山と捨得が此処に住んでいたのが寒山寺と呼ばれるようになった。

永い歴史を通じてこの建物は壊され清代(明治時代)末期造られたものです。

拓本で御馴染の楓橋夜泊の石碑も二代目で清代の書家俞樾の手になるもので、初代の石碑は明代の名筆家文徵明の揮毫によるもので詩碑の残片が壁にはめこまれている。

寒山寺の遊覧で「古鐘」はかかせない。詩にひかれてやって來た人は必ず鐘を観る。

後庭の右側にある鐘樓に吊されている。周囲は三抱えもある大きな物であるが、この鐘は詩に出て來る夜半の鐘ではない。本来の唐代の鐘は何時の時代にか行方不明になっている。もう一つ堂の西側に直径30寸、長さ70寸の小さな鐘がある

「青銅好頭鐘」と言つて明治38年伊藤博文が贈つたものである。

午後から宝帯橋～拙政園をみる。宝帯橋は南船北馬の蘇州らしい水の都の橋であり、亦天下の名橋でもあります。永年の戦乱で壊され今は観光用となつて居り、脇に実用の宝帯橋が出来ている。この名の由来もユニークで宝帯に似ているからでなく、唐代の蘇州刺史の王仲舒がこの橋の建設費の一助に自分の宝帯を寄附した処から宝帯橋と名が付いている。

午後5時再び火車に乗り上海に向つた。今夜が今回のツアー最後の夕食であるので、レストランにて解団式をやる。

7日間の旅ではあるが、毎日強行軍と、社会主義の国であるという政治上の違いが、何かかた苦しい毎日でもあつたものです。最終の泊りは錦江飯店。

(4月13日(月))

今日は愈々帰国の日である。8時ホテルを出発最後の土産を買うため友誼商店に行く。今日は骨董品店で100年前のツボ等古いものがたくさん有る。昼食後13時50分上海発長崎經由成田行のJALに乗り、虹橋空港を發つた。

黄浦江の黄色い水も夕靄の中に消え、一路長崎に向つた。成田に着いたのは日本時間8時であつた。

以上



俊足快脚



普通免許で道路走行OK!

小形特殊自動車型式認定車(認定No.特238)

走行速度14.9km/hr。小形特殊自動車ですので現場から現場へ自走で俊敏移動できます。このクラスでは業界初、ヤンマーだけの小形全旋回式ホイールバックホーです。

●6トンダンプへの山積みもOK!

最大ダンプ高さは実に2.70m。6トンダンプにも軽がると積み込めます。さらに、ガッチリしたアウトリガーで作業の安定性も抜群。本格土木に待望の機種です。

●自動車感覚の走行性。作業もラクラク。

ハンドル、クラッチ、ブレーキ操作は自動車そのもの。作業レバーも使いやすく機能的に配置したラクラク設計。座ったままで走行・作業が自由自在にできます。



ヤンマー全旋回式ホイールバックホー
YB1200W

OK power

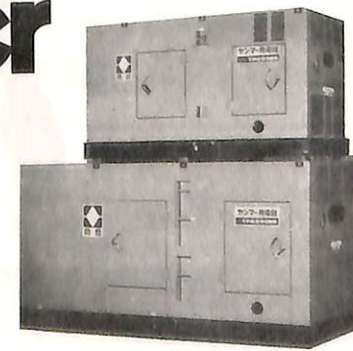
業界初のOKモニター採用!

経済的なA重油使用OK! (YPG125BS以上)

コンパクトで2段積みOK!

●発電容量: 20~200kVA

ヤンマー防音ポータブル発電機
YPG-BSシリーズ



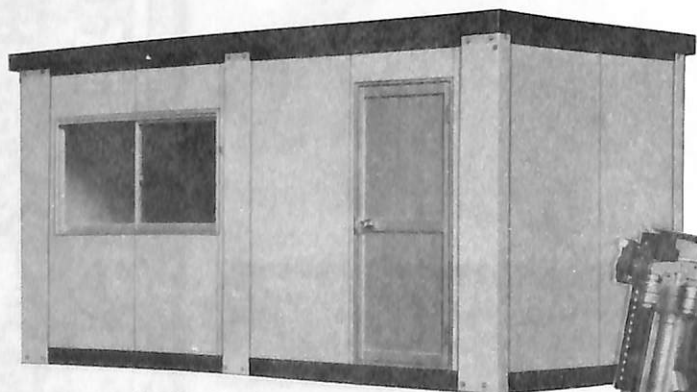
ヤンマーディーゼル株式会社

●本社/大阪市北区茶屋町1番32号・〒530・TEL(06)372-1111(大代)
●支社/東京●支店/札幌・仙台・名古屋・大阪・高松・広島・福岡
●詳しいカタログは本社宣伝部まで……

すば抜けた耐久性・小廻り性・省スペース性。
まさに、リース業に最適の機種《新登場》

お使いください 頼もしい実力派。

あらゆる現場に多くの建設機械を送り出しているワキタは、つねに消費者のニーズに多角な視野で応えてきました。そして、高い技術を誇りに性能と品質に定評のある製品をリース用建設機械として幅広く活躍しています。豊富なバリエーションは、あらゆる作業下において的確に、対応し、強力なパワーに安全性と操作性をプラスしました。小型機から大型機まで揃った建設機械は、業界をリードするメイホーの製品です。



●ユニットハウスMUH-3

●ロードメイトLJ-D

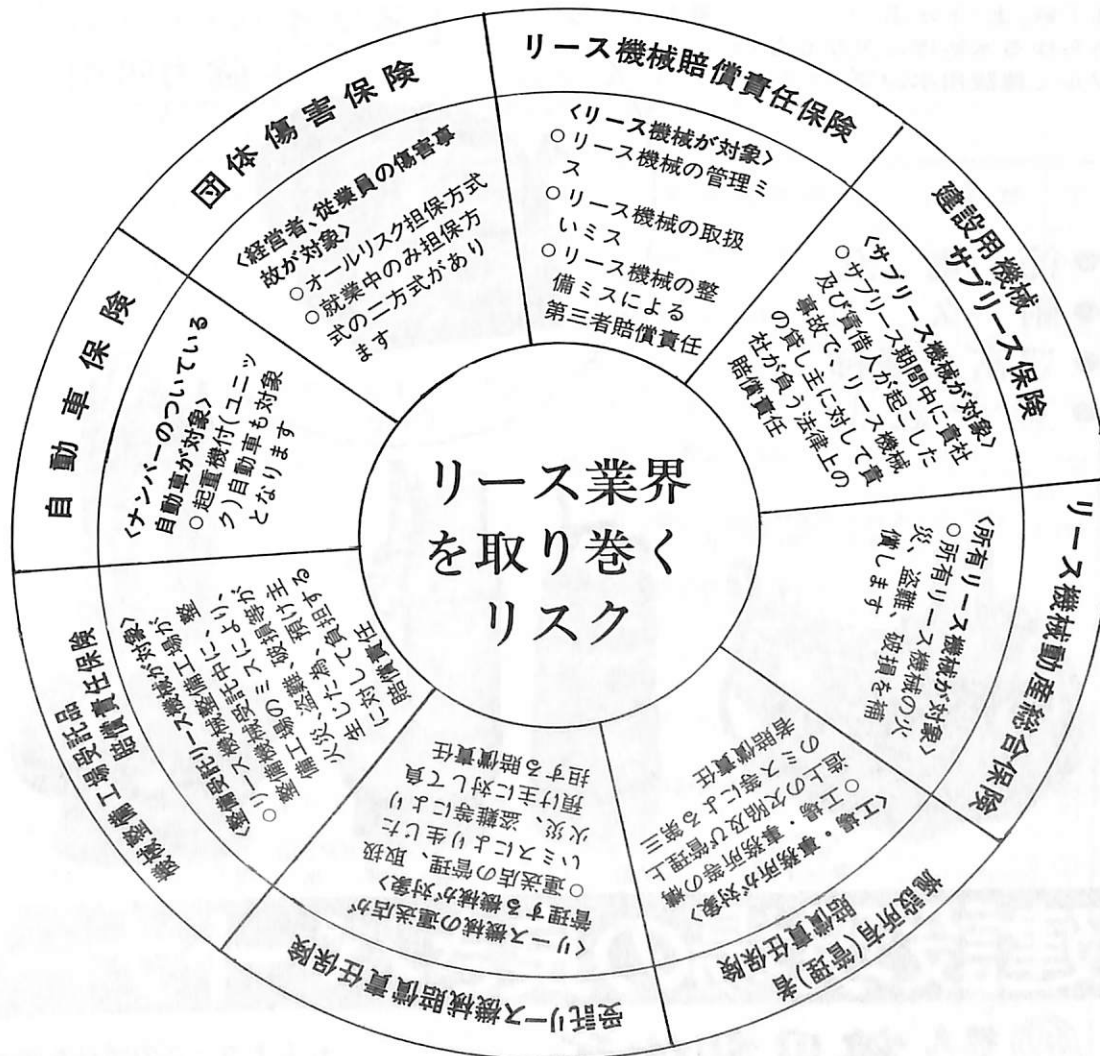


●テルガ35

株式会社 **ワキタ** 本社 大阪市西区本町1丁目8番15号 TEL (06)581-1001 (代表)

- | | | | |
|---------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 大阪支店 ☎(06)581-3441 (代表) | 山形営業所 ☎(0236)43-0077 (代表) | 金沢営業所 ☎(0762)37-6381 (代表) | 徳山営業所 ☎(0834)31-4502 (代表) |
| 東京支店 ☎(03)668-0921 (代表) | 郡山営業所 ☎(0249)43-1596 (代表) | 沼賀営業所 ☎(0775)63-2375 (代表) | 高松営業所 ☎(0878)41-4155 (代表) |
| 九州支店 ☎(092)503-3377 (代表) | 新潟営業所 ☎(0252)71-1121 (代表) | 和歌山営業所 ☎(0734)45-8000 (代表) | 松山営業所 ☎(0899)72-1818 (代表) |
| 仙台支店 ☎(022)92-6575 (代表) | 前橋営業所 ☎(0272)53-2870 (代表) | 守口営業所 ☎(06)996-6881 (代表) | 長崎営業所 ☎(095)726-7112 (代表) |
| 広島支店 ☎(0822)72-4114 (代表) | 埼玉営業所 ☎(0487)75-9021 (代表) | 明石営業所 ☎(078)918-1145 (代表) | 熊本営業所 ☎(0963)80-6555 (代表) |
| 名古屋支店 ☎(052)622-5501 (代表) | 土浦営業所 ☎(0298)57-5571 (代表) | 岡山営業所 ☎(0862)41-8571 (代表) | 鹿児島営業所 ☎(0992)61-1600 (代表) |
| 札幌営業所 ☎(011)704-2681 (代表) | 横浜営業所 ☎(045)921-0851 (代表) | 鳥取営業所 ☎(0857)28-6221 (代表) | 枝方工場 ☎(0720)58-0051 (代表) |
| 青森営業所 ☎(0177)88-2181 (代表) | 静岡営業所 ☎(0542)37-5021 (代表) | 米子営業所 ☎(0859)29-6661 (代表) | 東京工場 ☎(0474)34-1347 (代表) |
| 盛岡営業所 ☎(0196)38-4105 (代表) | | | |

リース会社に必要なとされる保険



まだ、ご存知ない会員の皆様も是非所属協会または下記へお問い合わせ下さい。



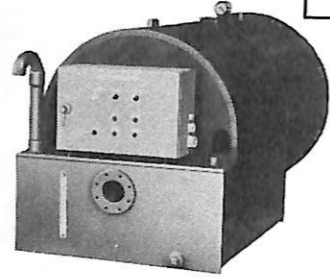
引受保険会社 AIU 保険会社
(エイアイユー インシュアランス カンパニー)
赤坂支店: 東京都港区赤坂3-1-2
TEL 03-(583)-1121

取扱代理店 株式会社 **サティ**
横浜: 横浜市中区山下町2(産業貿易センタービル2F)
〒231 TEL045-662-8478
東京: 東京都渋谷区渋谷1-14-11(小林ビル8F)
〒150 TEL03-403-1421
大阪: 大阪市北区角田町8-47(阪急グランドビル16F)
〒530 TEL06-316-1541

●ツルミは、省エネ時代に先進の技術で応えます。

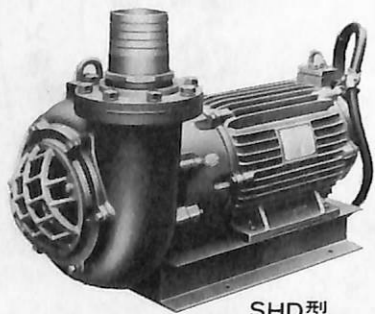
ビル, 河川, 橋梁建設工事から
地下鉄, 上・下水道, トンネル工事まで……
あらゆる水処理に欠かせない
ツルミ建設用ポンプ

スライム・土砂も
強力吸引

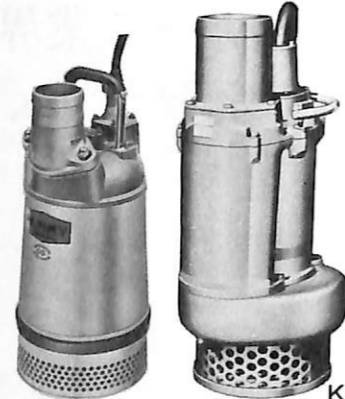


ツルミバキューマ
EV型

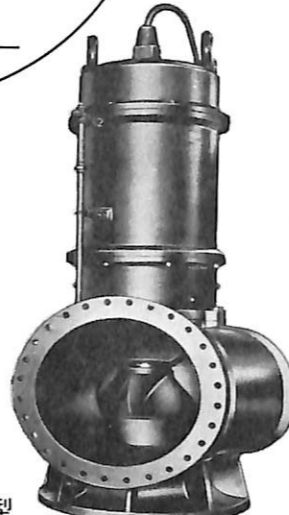
- 節電化
- 耐久力
- 豊富な機種
- 安全設計



SHD型
〈サンド用〉



HY型 〈一般排水用〉



B型

建設現場の良きパートナー

株式会社 鶴見製作所

大阪本店 〒538 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号 ☎(06)911-2355
東京本社 〒110 東京都台東区台東4-27-4(アイデアル第5ビル) ☎(03)833-0331

ツルミインダストリアル株式会社

〒550 大阪市西区南堀江大通り5-15 ☎(06)541-8336

株式会社 ツルミポンプ

〒110 東京都台東区台東4-27-4(アイデアル第5ビル) ☎(03)833-9765

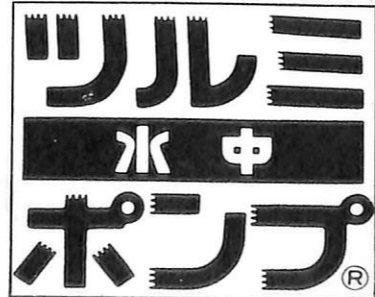
全国63営業拠点
車で2時間の
ネットワークサービス

東京(支) (03)833-0331
北海道(支) (011)731-8385
東北(支) (0222)94-4107

中部(支) (052)481-8181
大阪(支) (06)911-2351
中国(支) (0822)93-4481

四国(支) (0878)43-5133
九州(支) (092)431-0371
全国主要都市63営業所

省エネポンプの明日を開く



会員名簿 (昭和56年5月1日現在)

社団法人全国建設機械リース業連合会

会長 山内 鹿蔵

事務局 東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F
〒101 電話03(293)7273~4

会 員 名 称	代表者名	事 務 局 所 在 地	電 話	〒
北海道建設機械リース業協会	伊藤 鉄雄	北海道札幌市中央区 大通東3丁目 (株)大鉄内	011 241-5086	060
青森県建設機械リース業協会	高橋 弘一	青森県青森市港町1-7-1 (株)高重組内	0177 41-6531	030
宮城県建設機械リース業協会	阿部 喜平	宮城県仙台市福室字高砂駅東 17 青葉商工ビル3F	0222 59-0631	983
福島県建設機械仮設リース業協会	坂本 市郎	福島県郡山市富田町字向館 121-23	0249 52-0588	963
東京建設機械リース業協会	山内 鹿蔵	東京都千代田区神田駿河台2 -1 近江兄弟社ビル4F	03-294 4071~2	101
日本重機械リース業協会	藤井 孝治	東京都千代田区神田駿河台2 -1 近江兄弟社ビル4F	03 295-1820	101
神奈川県建設機械リース業協会	中村 憲	神奈川県横浜市平沼1-2- 23 中村ビル	045 322-0613	220
静岡県建設機械リース業協会	松井 重雄	静岡県浜松市上西町865 大興リース(株)内	0534 63-8821	435
静岡県重機建設業工業組合	近藤 憲一	静岡県静岡市下川原6-24- 14	0542 59-7542	421 -01
中部建設機械リース業協会	坂井 熙	愛知県名古屋市西区藤ノ宮通 り3-43 小出ビル内	052 571-2080	451
富山県建設機械リース業協会	高野 登	富山県黒部市沓掛道上割3025 吉田商会内	0765 54-1371	937
石川県建設機械リース業協会	吉川 義孝	石川県金沢市元菊町14-10 (株)ケンシン内	0762 33-1217	920
福井県建設機械リース業協会	松田 確太郎	福井県福井市下河北町一字町 永25-1 ケンキリース(株)内	0776 38-1580	919 -03
大阪建設機械リース協同組合	永田 仁作	大阪府大阪市浪速区桜川3- 1-12 脇田第1ビル内	06 562-1987	556
兵庫県建設機械リース業協同組合	桐月 正邦	兵庫県神戸市生田区多聞通3- 2-9 甲南スカイビル4F316号	078 361-2481	650
中国建設機械リース業協会	野口 誠輔	広島県福山市曙町3丁目252 -2 富野機工(株)内	0849 53-9511	721
四国建設機械リース業協会	松井 貢	香川県高松市春日町795 (株)中鉄工所内	0878 41-2105	761 -01
九州建設機械リース業協会	林田陽一郎	福岡県福岡市東区箱崎7-1 -124 西鉄(株)建機営業部内	092 631-1331	812

編集後記

昭和56年度春季号(通巻第16号)を予定どおり発行の運びとなりました。

本号は、「可搬形発電機整備等一について」とそれに関連する「電気事業法」(抜粋)を特集記事として掲載しました。

発電機の取扱いについては電気事業法に基づく主任技術者を以て整備、点検、取扱いを行なわなければならないことは、既にご承知のことと思いますが、連合会においてもこれに対処して、会員各位の便宜を計り可搬形発電機の取扱い責任者の資格取得について独自の方法を講じました。その要項は特集記事の中に詳述してありますのでご一読下さい。また、電気事業法についても、これに

関連した部分のみを抜粋して併載してあります。やや長文であり法案という堅い文章でもあるため読みづらい点もあるかと思いますが、併読していただければ種々参考になるかと考えております。

このほか、中国研修旅行の見聞録として藤井副会長の労作「友好訪中団日記」を掲載しました。滋味掬すべき文章は必読の価があると思っておりますので熟読下さい。

おかげをもって毎号充実した会報が発行でき、編集子としても大きな喜びを感じております。今後とも会員の皆様の御期待に応える会報として参りたいと考えておりますので、なお、一層のご協力とご支援をお願いする次第です。

連合会副会長・広報委員長
中村 憲

事務局よりお願い

事務局から4点程お願い致します。

1. 地区の協会、組合員中に慶弔が御座いました折は、地区事務局を通し本部事務局まで御連絡下さい。慶弔電を発信したいと存じます。
2. 各種の調査に御協力方を御依頼申し上げますが、期日までに御回答頂けますようお願い申し上げます。
3. 会員の皆様(地区)の住所、電話番号、その他の移動がありました節は、夫々の地区協会・組合にご連絡を頂き、協会・組合事務局はとりまとめ本部事務局に御一報下さい(資料訂正のため)。
4. 毎月20日現在で地区の正会員・賛助会員数をご連絡頂きますようお願い申し上げます。

会報 第16号春季号

発行/昭和56年5月20日、発行者/(社)全国建設機械リース業連合会
東京都千代田区神田駿河台2-1近江兄弟ビル4F(〒101) TEL03(293)7273~4
発行責任者/広報委員長 中村 憲
制作/ノダ企画・東京都文京区湯島1-12-5小安ビル(〒113) TEL03(832)6473



オプション
省エネ

リモコン付
スローダウン装置

オプション
セーフティ

EDG
モニター装置

日車総代理店



にちゆう
日熊工機株式会社

営業本部 東京都中央区八丁堀1-11-5奥山ビル 〒104 電話(03)552-9506
本社 名古屋市中区栄3-2-7丸善ビル5階 〒460 電話(052)261 1431

札幌 釧路 青森 秋田 盛岡 仙台 新潟 金沢 名古屋 大阪 岡山
広島 高知 福岡 鹿児島

独自の技術でリードする…

最もコストパフォーマンス
に秀れた

エアマン

〔新製品〕

ニューロータリーコンプレッサー
PDR-50S型(1.4m³/min) 360kg



このクラスでは最も小型・軽量・低騒音、メンテナンスフリーで経済的。

〔新製品〕

ニュースクリュウコンプレッサー
PDS-175S型(5.0m³/min) 880kg



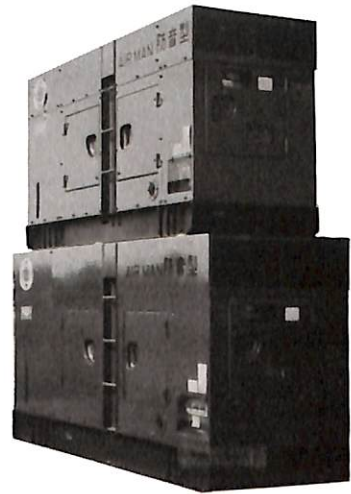
抜群の耐久性で低燃費、3年間で約162万円を節約する省エネルギー型。

防音型 ポータブルコンプレッサー

●15PS(1.4m³/min~34.0m³/min)

防音型 ディーゼル発電機

●12KVA~450KVA



2段積可能

防音型

エンジン溶接機

PGW130S
PDW200S
PDW230S
PDW250S
PDW270S
PDW330S



北越工業株式会社

新潟本社・工場●新潟県西蒲原郡部分水町大武新田113-1●TELEX3193694エアマンニイカタ●TEL (02569)7-3201(大代)●〒959-01
東京本社・支店●東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエービル●TELEX2324042AIRMAN●TEL (03)348-8561(大代)●〒160
大阪支店●大阪府摂津市新在家2丁目32番13号●TELEX5236912エアマンオオサカ●TEL (06)349-3631(大代)●〒564
営業所●札幌/盛岡/仙台/郡山/新潟/宇都宮/高崎/千葉/横浜/松本/静岡/名古屋/金沢/京都/高松/広島/岡山/福岡/鹿児島/大分/沖縄